

施策展開

I 地球温暖化の防止

1 温室効果ガスの排出削減による低炭素社会の実現

- └ 温室効果ガス排出の計画的削減
- └ 省エネルギー対策の促進
- └ 自動車交通対策の推進
- └ 県民による自主的取組の促進
- └ 県民や民間団体の温暖化防止活動の促進



- 「群馬県地球温暖化防止条例」に基づき、環境マネジメントシステムの普及・定着を図ります。
- 省エネ・節電意識と行動の定着を図るとともに、住宅用太陽光発電設備等の導入を促進します。
- 公共交通及び自転車の利用を促進し、省エネルギー化を推進します。
- 次世代自動車など燃費の良い自動車への買い替えを促進するとともに、エコドライブの普及・定着を図ります。
- 環境保全に関する人材の育成や関係団体の活動を支援し、地球温暖化防止に係る県民意識の醸成を図ります。

2 再生可能エネルギーの普及・拡大

- └ 再生可能エネルギーの普及・拡大

- 本県の再生可能エネルギー資源を活用して、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス利用の重点的な導入を促進します。

3 二酸化炭素の吸収源対策

- └ 森林等の保全・整備

- 「ぐんま緑の県民基金事業」*¹や治山事業等により森林整備を推進します。

4 フロン類の排出抑制による温暖化対策

- └ フロン類*²排出抑制対策の推進

- フロン類が充填された業務用冷凍冷蔵空調機器からの使用時の漏えい防止、整備時・廃棄時における回収・破壊を進めます。

II 生物多様性の保全・自然との共生

1 生態系に応じた自然環境の保全と再生

- └ 多様な生態系の保全
- └ 水辺空間の保全・再生
- └ 尾瀬の保全



- 希少野生動植物の保護を進めるため、生育・生息状況等のモニタリングの実施、県レッドデータブック掲載種の周知などに努めます。
- 生物多様性について、県民の理解促進に努めます。
- 尾瀬の生態系を維持するため、調査研究や植生回復を実施するとともに、適正利用を促進します。

Ⅰ 計画概要編（基本計画）

2 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組

- 野生鳥獣対策の推進
- 外来生物対策の推進

- 「群馬県鳥獣被害対策本部」を中心に、全庁的な体制で被害対策を強力に推進します。
- 適正管理計画（特定鳥獣管理計画）に基づき、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」「知る」対策を一体的に推進します。
- 外来生物*³対策として、コクチバスの駆除やアライグマの捕獲等に対する支援等を継続して進めます。

3 自然とのふれあいの拡大

- ふれあいの「場」の確保
- ふれあいの「機会」の提供
- ふれあいを深めるための「人材」の育成

- 本県を代表する優れた自然風景地を保護するとともに、県立公園や自然公園等の適正な管理及び整備に取り組み、利用促進に向けた環境を整えます。
- 大人から子どもまで、幅広い年代層向けの森林環境教育等を実施します。

Ⅲ 森林環境の保全

1 公益性の高い森林の保全

- 公益的機能の高い森林づくり
- 持続利用可能な森林づくり
- 森林を支える仕組みづくり

- 「ぐんま緑の県民基金事業」や治山事業等により森林整備を推進します。
- 保安林の適正な管理と治山事業の推進により、公益的機能を維持増進します。
- 森林施業の集約化*⁴を進め、利用間伐*⁵の促進を図ります。
- 森林整備の担い手となる林業従事者を確保・育成し、定着化を図ります。



Ⅳ 生活環境の保全と創造

1 水環境、地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進

- 水質汚濁・地下水汚染の防止
- 地盤沈下の防止
- 土壌汚染対策の推進

- 河川の水質を改善するため、生活排水対策を推進します。
- 下水道整備と合併処理浄化槽の導入促進のベストミックスにより、汚水処理人口普及率*⁶の向上を図ります。
- 地下水資源の管理と適正利用を促進し、地盤沈下の防止に努めます。
- 土壌や地下水汚染による健康被害を防止するため、環境調査等の実施に努めます。



2 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止

- 大気汚染の防止
- 騒音・振動の防止
- 悪臭の防止

- 大気環境の常時監視と結果のリアルタイム公開を継続し、適時適切に注意報を発令して、健康被害の防